

第 13 次労働災害防止推進計画

平成 3 0 年 4 月

 厚生労働省 茨城労働局

第13次労働災害防止推進計画 目次

はじめに

1 計画のねらい	2
(1) 計画の期間	2
(2) 計画の目標	2
(3) 計画の評価等と見直し	2
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	4
(3) 高齢化の進展による影響	5
(4) 職業性疾病の動向	5
(5) 労働者の健康確保をめぐる動向	5
(6) 非正規労働者の増加	6
(7) 外国人労働者、技能実習生の増加	7
(8) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	7
3 計画の重点事項	8
4 重点事項ごとの具体的取組	8
(1) 死亡等災害を防止するための対策の推進(死亡災害の撲滅を目指した 対策及び死傷災害件数を減少させるための対策の推進)	8
業種別の重点対策の実施	8
業種横断的な労働災害防止対策の推進	11
その他の重点対策等	13
(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進	13
過労死等の防止等の強化	13
労働者の健康確保対策の強化	14
(3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進	15
企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	15
地域における両立支援の機運の醸成	15
(4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進	16
化学物質による健康障害防止対策	16
石綿による健康障害防止対策	16
受動喫煙防止対策	17
(5) 関係行政機関、労働災害防止団体等の連携・協働等による取組の促進	17
関係行政機関等との取組	17
労働災害防止団体等との取組	17
(6) 特定の分野における対策	17
鹿島臨海コンビナート地区等における爆発・火災防止対策等	17
原子力施設等における被ばく防止対策	18
美浦トレーニングセンターにおける対策	18

第 13 次労働災害防止推進計画

厚生労働省 茨城労働局

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。その結果、労働災害は順調に減少してきたが、現在に至ってもなお、工作中的怪我や急性中毒で亡くなる人は全国で年間900人を超え、過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害等により労災認定される労働者は、毎年800人前後で推移しており、そのうち200人前後が死亡又は自殺（未遂を含む。）に至っている。また、休業4日以上死傷者数は、今なお年間11万人（2016年）に達している。

「第13次労働災害防止計画」は、働く一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、より良い将来の展望を持ち得るような社会を目指し、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものである。

また、茨城県内においても、未だに2,800人を超える休業4日以上死傷者が発生している上、近年は労働災害発生件数の長期的な減少から一転して、増加傾向を示している。加えて、脳・心臓疾患や精神障害等による労災請求件数も減少傾向が認められる状況にはなっておらず、国の第13次労働災害防止計画が指摘している全国的な課題は、茨城県内においても共通の課題となっている。

更に、茨城県は広大な平野部に第一次産業から第三次産業まで多様な産業が幅広く混在する上、県内には多くの原子力施設や全国有数の石油化学コンビナート等が立地しており、労働災害防止対策の推進に関しては、一層のきめ細かな対応が求められることから、「第13次労働災害防止推進計画（以下、「13次防」という。）」を定めたものである。

県内の各労使団体、関係機関・団体及び事業者において、本計画の趣旨が十分理解され、それぞれの業界や職場での具体的な対策に反映されることが求められる。

1 計画のねらい

(1) 計画の期間

本計画は、2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、第12次労働災害防止推進計画（以下、「12次防」という。）期間中の死亡災害発生件数の合計と比較して、13次防期間中の死亡災害発生件数の合計を15%以上減少させる。なお、建設業、製造業及び陸上貨物運送事業（「道路貨物運送業」及び「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいう。）を重点業種とし、取り組みの強化を行う。目標とする件数の小数点以下は切り捨て整数とする。（以下、同じ。）

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下、同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。なお、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種とし、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

ストレスチェックの実施義務のある50人以上の規模事業場に対し、ストレスチェックの集団分析結果を活用した事例を提供する等により集団分析結果の活用を促進させ、集団分析した事業場の割合を85%以上（80.8%：2017年）とする。

(3) 計画の評価等と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年度、P（Plan、計画）D（Do、実行）C（Check、評価）A（Act、改善）サイクル（以下、「PDCAサイクル」という。）により計画の実施状況の確認、評価等を行う。なお、PDCAサイクルにより13次防期間中における計画の必要な見直しを行う。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景等を含めて分析を行う。

また、PDCAサイクルにおいて、労働災害の動向、原因及び背景等を多角的に分析した上で、即応性を持って労働災害防止対策を樹立し推進する。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性(表1、グラフ1、1-2参照)

茨城県内の死亡者数は、第9次労働災害防止推進計画(以下、「9次防」という。)の期間年平均(各労働災害防止推進計画期間中の総件数を5で除した値をいう。以下、同じ。)の47.6人に対し、第10次労働災害防止推進計画(以下、「10次防」という。)の期間年平均は39.6人、第11次労働災害防止推進計画(以下、「11次防」という。)では31.8人と減少してきた。一方、12次防の期間年平均は30.6人と9次防の期間年平均と比べ35%減少しているものの、11次防の期間年平均と比較して1.2人の減少に留まり、死亡災害を減少させることは13次防の最重点課題である。

12次防期間中に発生した死亡災害を業種別に期間年平均でみると、製造業では4.8人(15%)、建設業10.6人(34%)、陸上貨物運送事業4.4人(14%)となり、建設業における割合が最も高い。これらの3業種において、全体の6割以上を占めており、13次防における対策を推進する上で、建設業、製造業及び陸上貨物運送事業を引き続き重点業種とする必要がある。

また、死亡災害を事故の型別でみると、墜落・転落災害では、9次防の期間年平均11.4人に対し、11次防の期間年平均が8人と減少したが、12次防では8.5人と再び増加に転じている。また、交通事故は、9次防の期間年平均の15.0人に対し、10次防では11.6人、11次防では8.4人と着実に減少してきた。しかし、12次防の期間年平均では8.25人と減少に鈍化傾向がみられ、さらに12次防期間中の状況を見ると、交通事故は、墜落・転落災害の8.5人に次いで多くなっている。これらのことから、13次防では「墜落・転落災害」及び「交通事故」の対策を重点とする必要があり、特に「交通事故」の対策は引き続き業種横断的に取り組む必要がある。

次に、業種別の状況を見ると、製造業では9次防の期間年平均11人に対し、12次防の期間年平均が4.8人と56%減少しており、機械災害対策として重点的に取り組んできた「はさまれ・巻き込まれ災害」による死亡者数は、9次防の期間年平均4.2人に対し、12次防の期間年平均は2.3人と45%減少している。しかし、11次防の期間年平均2.0人と比べ増加しており、引き続き製造業の重点ははさまれ・巻き込まれ災害対策であるといえる。

同様に建設業について、9次防の期間年平均17.2人に対し、12次防の期間年平均が10.6人と38%減少しており、最も死亡者数が多い「墜落・転落災害」では、9次防の期間年平均7.4人に対し、12次防の期間年平均は5.0人と32%減少している。一方、11次防の期間年平均は5.2人であったことから、減少に鈍化傾向が見られる。よって、引き続き建設業の重点は墜落・転落災害対策である。

同様に陸上貨物運送事業について、9次防の期間年平均4.4人に対し、12次防の期間年平均が4.4人と横ばいとなっている。12次防期間中における死亡者数は「交通事故」が28%、「墜落・転落災害」が17%であり、これらの事故の型で全体の4割を超えており、引き続き陸上貨物運送事業の重点は交通事故及び墜落・転落災害対策である。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性(表2、グラフ2参照)

死傷災害については、9次防の期間年平均である3,202人に対し、10次防は2,963人、11次防では2,824人と着実に減少してきた。一方、12次防の期間年平均は2,850人であり、9次防と比較して11%減少したが、11次防と比べ0.9%増加している。

12次防の期間中に発生した死傷災害を業種別に期間年平均で見ると、製造業では812人(28%)、建設業368人(12%)、陸上貨物運送事業382人(13%)、小売業296人(10%)、社会福祉施設122人(4%)、飲食店97人(3%)となり、製造業、建設業、陸上貨物運送事業及び小売業における割合が高く、これらの4業種で全体の6割以上を占める。

9次防の期間年平均と12次防の期間年平均を業種別で比較すると、製造業は1,126人に対し812人(28%減少)、建設業は573人に対し368人(35%減少)、陸上貨物運送事業407人に対し382人(6%減少)となり、製造業及び建設業では着実に減少している。同様に、小売業では280人に対し296人(5%増加)、社会福祉施設は29人対し122人(320%増加)、飲食店は68人に対し97人(42%増加)となり、これらの第三次産業の各業種において増加しており、とりわけ社会福祉施設における増加が著しい。

事故の型別に9次防と12次防の期間年平均を比較すると、「墜落・転落災害」が623人に対し546人(12%減少)、「はさまれ・巻き込まれ災害」が635人に対し420人(33%減少)と何れも減少となっているが、「転倒災害」が422人に対し556人(31%増加)、「高温・低温物との接触」が52人に対し67人(28%増加)、「動作の反動・無理な動作」が247人に対し323人(23%増加)となり、これら3つの事故の型における増加が著しい。転倒、動作の反動・無理な動作など、比較的年齢の高い層で発生しやすいものについては、着実に増加している状況にあり、高温・低温物との接触の約2割は、飲食店の調理作業等において発生している。

以上を踏まえると、引き続き13次防においても「製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店」を重点業種とする必要がある。

(3) 高齢化の進展による影響 (グラフ 3 参照)

急速に高齢社会に移行しつつある中、労働力人口に占める高年齢労働者の割合が年々増加している。総務省統計局が公表している労働力調査によると、2016 年の全就業者数は 6,648 万人であったが、その内 60 歳以上の就業者数は 1,320 万人と全労働者の約 2 割にあたり、2006 年と比較して 5.1% 増加している。

60 歳以上の労働者が増加するにつれ、茨城県内の死傷災害に占める割合も年々増加しており、2016 年は 21% となったが、これは 2006 年と比較して 8% 以上増加しており、この 10 年間で 2.6 倍となった。他の年代と比較しても、60 歳以上の労働者の占める割合が明らかに大きくなっており、加えて、高年齢労働者は、若年労働者に比べ労働災害に被災した場合にその程度が重篤化する傾向が一般的に認められる。さらに高血圧などの基礎疾患を有する割合も高いことから、勤務中の体調不良による労働災害も懸念されるところである。

今後も高齢化の進展が予想される中、これまで以上に高年齢労働者の割合が高くなることを見込まれる。このため、高年齢労働者が活力を失わずにその豊富な知識と経験を十分発揮できる職場としていくために、13 次防においても高年齢労働者の安全対策を重点的に講じていくことが必要である。

(4) 職業性疾病の動向 (グラフ 4 参照)

茨城県内の職業性疾病(休業 4 日以上)の災害をいう。以下、同じ。)は 2003 年に 150 件を超え、その後は増減を繰り返しながら推移している。2002 年以降の発生件数をみると、職業性疾病のうち腰痛が 52% を占めているが、特に第三次産業や陸上貨物運送事業において多く発生 (当該業種において 66% 発生 : 2016 年) しており、これらの業種における腰痛防止対策が急務となっている。

熱中症は、気温の変動によって年ごとに発生件数が大きく異なる傾向があるが、12 次防期間中の休業 4 日以上)の被災者は 76 人となり、11 次防期間中と比較して 35% 増加している。また、数年ごとに死亡災害が発生していること等を踏まえると、引き続き適切な対策が必要である。

13 次防では、第三次産業や陸上貨物運送事業の腰痛防止対策と熱中症予防対策の重点的な推進が必要である。

(5) 労働者の健康確保をめぐる動向

働き過ぎにより多くの尊い人命や健康が損なわれ、深刻な社会問題とな

っている。茨城県内における脳血管疾患・虚血性心疾患等及び精神障害の労災認定件数は、2007年度から2016年度の10年間で143件に上り、減少傾向は見られない。労災認定件数の内訳は、脳血管疾患・虚血性心疾患等が61件、精神障害が82件であるが、2013年度以降、精神障害の認定件数が4年連続で増加している。

脳血管疾患・虚血性心疾患等及び精神障害を原因とする死亡（以下、「過労死等」という。）を未然に防ぐためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。特に、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医や専門スタッフ等による健康相談などを安心して受けられる環境・体制整備が必要であるが、「メンタルヘルスケア窓口」を設置している事業場（常時使用する労働者数が50人以上の事業場。以下、同じ。）の割合は85%（茨城労働局調査：2016年）に留まる。

これらの状況を踏まえ、2015年12月に創設されたストレスチェック制度を円滑に施行し、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境・体制整備を促進することが求められる。

傷病を抱える労働者は、労働人口の3人に1人と多数を占めるが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、職場に自分の存在意義を確認でき、病と闘う励みにもなる。今後、高齢化の進行が見込まれる中、事業場において支援が必要となる場面はさらに増えることが予想され、傷病を抱える労働者の健康確保対策を推進することが必要である。

（6）非正規労働者の増加

総務省統計局が公表している労働力調査によると、労働者全体に占める非正規労働者の割合は1990年代までは20%程度であったが、その後、急速に増加し、2016年には37.5%（2,023万人）に達している。2016年に初めて非正規労働者数が2,000万人を超え、その内訳は、パート（49%）、アルバイト（21%）、派遣社員（6%）、契約社員（14%）、その他（10%）となっている。

非正規労働者の割合は、小売業や飲食店などの第三次産業での就労率が高く、さらに経験が少ない労働者が被災している傾向にある。過去10年間（2007年～2016年）をみると、茨城県内で被災した小売業における経験年数3年未満の労働者の割合は44%であり、同様に飲食店では55%に上る。原因は、基本的な安全衛生教育の欠如、安全衛生管理体制の不備によるものが多いと考えられ、今後も雇用形態や環境の多様化が予想されることから、13次防においても非正規労働者に対する労働災害防止対策の確立が必

要となっている。

(7) 外国人労働者、技能実習生の増加

雇用対策法に基づき届出のあった外国人労働者数（技能実習生を含む。）は、2012年には全国で68万人であったが、2016年には108万人となり、4年間で40万人（62%）以上増加し、届出制度が義務化されて以来、過去最高を更新した。県内においては、2016年に27,624人の外国人労働者が雇用されており、栃木県、群馬県と比較すると、それぞれ0.8%、0.2%高く、北関東の中では最も多い。県内の外国人労働者を主な産業別でみると、建設業934人、製造業12,160人、情報通信業160人、卸売り・小売業1,409人、宿泊業、飲食サービス業663人、教育、学習支援業1,715人、サービス業（他に分類されないもの）2,229人となり、製造業が全体の4割以上を占め最も多い。

外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の災害が増加しており、2016年の死傷者数は全国で2,211人に上り、このうち技能実習生は496人となっている。

茨城県内における外国人労働者の2012年の死傷者数は56人であったが、2016年は95人となり、この4年間で約7割の大幅な増加となった。2016年の災害を主な業種別にみると、製造業が61人、畜産・水産業9人、商業5人、農林業4人、建設業3人などと続き、製造業が全体の6割以上を占めて最も多い。

技能実習を終えて帰国した者等について、建設業、造船業、製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者による労働災害の増加が危惧される。こうした点を踏まえ、13次防では、茨城県内で最も外国人労働者の災害が多い製造業を中心に対策を推進する必要がある。

(8) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約7万種類に及び、毎年1千物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち現在663物質については、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等が法令により義務付けられているが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分とはいえない状況にあり、13次防においても化学物質による健康障害防止対策を推進する必要がある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、2028年頃に国内で石

綿を使用した建築物の解体等がピークを迎えるとされること等を踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要である。

3 計画の重点事項

これまでに述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、次の6項目を13次防の重点事項とする。

- (1) 死亡等災害を防止するための対策の推進(死亡災害の撲滅を目指した対策及び死傷災害件数を減少させるための対策の推進)
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体等の連携・協働等による取組の促進
- (6) 特定の分野における対策(鹿島臨海コンビナート地区等に係る対策等)

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 死亡等災害を防止するための対策の推進(死亡災害の撲滅を目指した対策及び死傷災害件数を減少させるための対策の推進)

業種別の重点対策の実施

ア 建設業対策

12次防期間中における死傷災害について、建設業では「墜落・転落災害」が35%と最も多く、次いで、「はさまれ・巻き込まれ災害」12%、「切れ・こすれ災害」10%となり、これらで全体の6割弱を占める。特に「墜落・転落災害」は死亡災害の4割を超える状況にあるが、12次防期間中に発生した死亡災害を起因物別にみると、「屋根、はり、もや、けた、合掌」が45%と最も多く、次いで「はしご等」「開口部」「作業床、歩み板」「建築物・構築物」がそれぞれ8%を占めている。

建設業の重点対策は、墜落・転落災害の防止であり、法令に基づく墜落防止措置の徹底、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進、高所作業時における墜落防止保護具を原則としてフルハーネス型とすること等の対策を進める。

また、車両系建設機械等の重機によるはさまれ・巻き込まれ災害では、依然として重篤な死傷災害が発生しており、重機との接触防止措置の徹底等について周知・啓発を図るとともに、関係機関及び団体と連携して対策を推進する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、関係機関と緊密な連携の下に、施

工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を着実に実施する。

今後、鉄筋コンクリートの建築物、鉄骨の建築物、橋梁等の解体が増加すると見込まれることに伴い、解体工事における死亡災害の発生が懸念されるところである。解体工事における高所作業では、墜落等による危険防止措置が必ずしも十分に講じられていない状況にあり、本省の「解体工事における安全対策の在り方」についての検討結果等を踏まえ必要な対応を図る。

近年、地震、台風、大雨等の自然災害による甚大な被害が発生しているが、急を要する災害の復旧・復興工事においては、事前に災害防止対策が十分検討されたうえで工事が行われるよう、建設工事関係者連絡会議等を通じて周知・啓発を図る。

イ 製造業対策

製造業における死傷災害は、「はさまれ・巻き込まれ災害」が29%と最も多く、次いで、「転倒災害」17%、「墜落・転落災害」11%となり、これらで全体の6割弱を占める。死亡災害は、「はさまれ・巻き込まれ災害」が4割を超える状況にあり、12次防期間中に発生した死亡災害を起因物別にみると、「一般動力機械」及び「動力運搬機」によるものがそれぞれ30%となり全体の6割を占める。これらの一般動力機械や動力運搬機は、製造業の様々な職場において使用されているものだが、12次防期間中に発生した10件の死亡災害をみると、機械の清掃、検査、修理または調整等の作業（以下、「非定常作業」という。）において7件が発生している。

製造業の重点対策は、はさまれ・巻き込まれ災害の防止であり、法令に基づく機械による危険の防止措置を徹底する。さらに、重篤な災害が発生している非定常作業では、機械の運転停止等を徹底するとともに、労働者に対する一層の周知・啓発を図る。

また、作業中の労働者を直接指揮又は監督する職長に対する教育を徹底するとともに、災害が多発している食料品製造業においては、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。製造業の死傷災害件数を減少させるうえで、実際の製造現場において作業方法の決定や労働者の配置等を行う職長の果たす役割は重要であり、とりわけ非定常作業において、機械の運転停止等を原則とする安全対策の徹底を職長が確実に労働者に対し指導等を行うよう周知・啓発する。

生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸

念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していくという観点求められる。本省において「一定年数を経過した施設・設備に対する点検・整備等の基準」が検討されることとなっているので、検討結果等を踏まえ、必要な対策を図る必要がある。

同一の事業場が繰り返し労働災害を発生させている実態に鑑み、災害多発事業場に対する指導には、安全管理特別指導事業場制度を積極的に活用し、継続的な個別指導等を実施する。

ウ 陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業における死傷災害は、「墜落・転落災害」が33%と最も多く、次いで、「転倒災害」13%、「動作の反動・無理な動作」13%となり、これらで全体の6割以上を占める。死亡災害は、「交通事故」と「墜落・転落災害」で4割を超える状況にある。

陸上貨物運送事業における重点対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号）」に基づき、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理・走行管理、教育の実施、健康管理等を含め、交通労働災害防止に対する意識の高揚及び荷主・元請等による配慮などの積極的な推進を図る。併せて、陸上貨物運送事業における荷役作業の死亡災害の約8割を占める5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）を防止するため、「荷役ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）」の一層の周知・指導を図る。

また、関係団体等と連携し、トラック運転者に対する安全衛生教育の強化、トラック事業者と荷主の共同の取組の促進等を行う。

エ 林業対策（伐木等による激突され災害の防止対策）

12次防期間中において、立木等に激突されたことによる死亡災害が4件発生しており、業種別にみると、土木工事業2件（50%）、林業1件（25%）、鉱業1件（25%）となっている。特に2017年においては2件の死亡災害が連続して発生しており、伐木等作業における安全対策の徹底が必要である。2018年度に伐木等作業に関して労働安全衛生規則の改正が予定されており、その円滑な施行のため周知・啓発を行う

オ 第三次産業対策

ア) 小売業

小売業における死傷災害は、「転倒災害」が 27%と最も多く、次いで、「交通事故」22%、「動作の反動・無理な動作」13%となり、これらで全体の6割以上を占める。小売業における転倒災害を着実に減少させるため、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」を推進し、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、注意喚起を促すステッカーの表示等による「危険の見える化」の促進等を行う。

イ) 社会福祉施設

社会福祉施設では、「動作の反動・無理な動作」による災害が 35%と最も多く、次いで、「転倒災害」30%となり、これらで全体の6割以上を占める。「動作の反動・無理な動作」による災害は腰痛が最も多く、12次防期間中に67件発生しているが、腰痛の予防のため、安全衛生教育の徹底及び介護機器等の導入促進をあわせて行う。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の普及・促進を行う。

ウ) 飲食店

飲食店では、「転倒」による災害が 32%と最も多く、次いで「切れ・こすれ」が 20%となり、これらで全体の5割以上を占める。飲食店における転倒災害を着実に減少させるため、前述のとおり、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」を推進し、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、注意喚起を促すステッカーの表示等による「危険の見える化」の促進等を行う。

業種横断的な労働災害防止対策の推進

ア 転倒災害防止対策

12次防期間中の転倒による死傷災害は、全体の2割弱を占めているが、死亡災害も5件発生している。転倒災害の対策は、2015年より「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」を推進してきたところであるが、尊い人命が失われていること等にも鑑み、引き続き同プロジェクトを強力に推進する等により重点的な対策を講じる。

特に、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業に対しては、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット活動の推進等、事業者が着手しやすい対策等の推進を図る。

イ 交通労働災害防止対策

12次防期間中の交通事故による死亡災害は、死亡者数で34人、業種別では建設業6人（17%）、陸上貨物運送事業6人（17%）、小売業13人（38%）などである。特に小売業では、新聞配達中での死亡が10人となっており、引き続き新聞販売店の交通労働災害防止対策の推進を図る。

交通事故による死亡災害を減少させるため、引き続き、業種横断的に「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行うとともに、特に建設業、陸上貨物運送事業、新聞販売業及び警備業等にあっては、関係団体と積極的な連携により、業界全体での取組の更なる促進を図る。

ウ 墜落・転落災害防止対策

12次防期間中の墜落・転落による死傷災害は、全体の2割を占め最も多く発生している。業種別で見ると建設業において最も多く発生しているが、それ以外の製造業、農業、畜産業、小売業及びゴルフ場など幅広い業種でも発生している。

特に製造業では、機械・設備等の清掃やメンテナンスなどの非定常作業において発生している傾向がみられ、法令に基づく墜落等による危険防止措置が講じられていないこと等が主たる原因となっている。製造業で行う大型の機械・設備等の非定常作業では、高さ2メートル以上の箇所で行う作業が多く発生するが、これらの非定常作業を行う場所では手摺り等を設置することや安全帯を確実に使用する等、基本的な墜落防止措置の徹底が求められ、集団指導、個別指導等を通じて継続的に指導を行う。また、労働者に対しても、高所作業における基本的な安全対策について周知・啓発を図る。

エ 非正規労働者等の労働災害の防止

小売業や飲食店においては、非正規労働者の就労率が高く、経験が少ない労働者が労働災害に被災している傾向が見られることから、非正規労働者等の安全衛生管理、特に、雇入れ時等の教育を中心とした安全衛生教育の徹底を推進する。また、派遣労働者の労働災害を防止するため、派遣先事業主が責任を負うべき「派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立」、「危険又は健康障害を防止するための措置の適切な実施」、「作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底」等を周知・啓発する。

また、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。また、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や受け入れを行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

その他の重点対策等

ア 多店舗展開企業等対策

小売業及び飲食店の多店舗展開企業等の死傷災害が増加傾向にあることから、本社・本部における個々の店舗等に対する労働災害防止対策の参画を一層進め、全体の水準を向上させる。また、労働災害防止に積極的に取り組む多店舗展開企業等を地域のトップランナーとして位置付け、継続的に支援等を行うとともに、当該企業等における実際の取組内容や好事例等について広く周知・広報を行い、業界全体で共有しながら水準の向上を図る。また、13次防計画期間を通じて「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開する。

イ 高年齢労働者対策

労働者の年齢階層が上がり、転倒災害や腰痛が増加傾向にあることから、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など職場の残留リスクの低減や身体機能の低下を防ぐための運動を促進する。

ウ 企業単位での安全衛生の取組の強化

労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を促進する。

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

過労死等の防止等の強化

ア 過重労働による健康障害防止対策

茨城県内における過労死等による労災認定件数は、2013年度以降増加傾向にあり、疲労回復のための十分な睡眠時間又は休憩時間が確保できないような長時間にわたる過重労働の防止を図る必要がある。また、疲労が蓄積されるおそれのある場合の対策として、長時間労働者に対する医師の面接指導や産業医、産業保健スタッフによる健康相談

等の実施、衛生委員会における健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する調査審議が確実に実施される等、事業場における健康管理対策の一層の強化を図る。

イ ストレスチェック制度

ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を一層推進する。

なお、ストレスチェックの実施義務のある50人以上の規模事業場に対し、ストレスチェックの集団分析結果を活用した事例を提供する等により集団分析結果の活用の取組を促進させ、集団分析した事業場の割合を13次防期間中に85%（80.8%：2017年）以上とする数値目標を定めて取り組む。

労働者の健康確保対策の強化

ア メンタルヘルス対策等

事業場におけるメンタルヘルス対策を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めたメンタルヘルスケア窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。また、産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健活動を支援する。

イ 腰痛の予防

腰痛は、第三次産業や陸上貨物運送事業において多く発生しており、労働者に対し、腰痛予防を含めた安全衛生教育の確実な実施を推進する。

介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器について、効果的な取組の周知・啓発を行い、導入を促進する。

引き続き、「職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月改訂）」を推進する。

ウ 熱中症の予防

JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られる

よう推進する。

熱中症予防の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の周知を図る。

また、警備業の交通誘導等では、作業の休止時間及び休息時間を確保し、適切な作業管理を行うことができる人員の配置等について、関係機関、団体と連携して一層推進する。

エ 粉じん障害防止対策

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

(3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

ア 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン等の周知・啓発

傷病を抱える労働者の就業の継続に当たり、業務によって傷病を悪化させてしまわないよう、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下、「両立支援ガイドライン」という。)の周知・啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。また、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成8年健康診断結果措置指針公示第1号)の一層の周知・啓発を図り、企業における健康確保対策を推進する。

イ 地域両立支援推進チームの活動等

地域両立支援推進チームの活動等を通じ、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。

地域における両立支援の機運の醸成

ア 企業の意識改革

企業における意識改革を図るため、両立支援ガイドラインに基づく取組について、局署幹部による啓発・指導を行うとともに、労働者の健康管理の推進等について一層の働きかけを行う。

イ 地域産業保健センター等の活用等

治療と仕事の両立支援の取組に対する各種支援サービス等、地域産業保健センターの持つ様々な機能について、地域両立支援推進チームの活動等を通して関係者に周知し、活用の促進を図る。

事業場への個別訪問指導、個別事案に関する労働者と事業者間の調整・支援について、周知・啓発を図り、両立支援ガイドラインに基づく対策を促進する。また、産業保健総合支援センター等に配置される労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」による治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

(4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

ア 化学物質のリスクアセスメントの促進

現在規制の対象となっていない物質についても多くの中毒災害が発生しており、これらの多くは化学物質の危険有害性が正しく認識されていないことなどから生じている。このような災害を未然に防ぐため、化学物質等による危険性又は有害性等の調査（以下、「化学物質リスクアセスメント」という。）の一層の促進を図る。

イ 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時教育等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実が求められており、今後の検討結果をもとに推進する。

石綿による健康障害防止対策

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれるため、引き続き石綿のばく露や飛散防止を徹底する。また、石綿使用の有無の調査が十分に行われていないまま解体工事が施工される事例も見られるが、解体工事等の届出対象の拡大等により、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底することに加え、石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等が求められており、今後の検討結果をもとに推進する。

受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

また、受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果の検証結果等を踏まえ、受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

(5) 関係行政機関、労働災害防止団体等の連携・協働等による取組の促進

関係行政機関等との取組

関係行政機関等との積極的な連携を図り、労働災害発生状況の情報を提供する等により危機感を共有するとともに、合同の安全パトロール実施や関係行政機関が実施する説明会等の機会を捉え、局署の担当者等の講師派遣や資料の配布など協働した取組を促進する。

労働災害防止団体等との取組

労働災害防止団体等が有する業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集及び教育機関としての役割はますます重要となっている。これらの役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を一層進めるとともに、労働災害防止に資する活動については、引き続き必要な支援を行い、活動の活性化を図る。

労働災害防止団体との連携・協働による取組を促進するため、引き続き労働災害防止団体等連絡会議を開催する。また、業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取組が重要であることから、小売業、飲食店及び社会福祉施設の関係団体に重点を置いて、引き続き必要な支援等を行う。

(6) 特定の分野における対策

鹿島臨海コンビナート地区等における爆発・火災防止対策等

一度に多数の労働者が重篤な死傷災害の被災者となる爆発・火災の防止は、これまでも重点的に取り組んできたところであるが、12次防期間中に化学設備の爆発による死亡災害が発生している。また、化学設備の修理、清掃等を行う場合において、当該作業の方法及び順序が関係労働者に十分周知されていないこと等により禁水性物質が漏れ出し、火災が発生した事例などが見られる。引き続き、労働安全衛生規則及び関係法

令に基づく措置の徹底を図り、爆発・火災防止対策の一層の推進を図る。

鹿島臨海コンビナート等において行われる定期修理（以下、「定修」という。）では、短期間に多くの工事が集中して行われることから、作業間の連絡・調整等の徹底が求められる。関係機関、団体等と連携し、定修指導会等の機会を捉え、過去の定修作業における労働災害発生状況、原因及び対策等の資料を提供するなど、安全衛生確保に資する情報の共有化を図る。また、定修はもとより、日常的な設備保全工事等における爆発・火災等の防止、有害物漏えい等による急性中毒の予防及び墜落・転落災害の防止等の徹底を図る。また、化学物質リスクアセスメントの実施を徹底する。

化学設備のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発・火災等が生ずるおそれのあるものについては、特殊化学設備の適切な事業場指定を行い、安全管理の一層の徹底を図る。

原子力施設等における被ばく防止対策

原子力発電所及び原子力施設等における電離放射線被ばく防止対策は、これまでも重点として推進してきたが、12次防期間中に放射性物質による内部被ばく事故が発生したところである。

引き続き、立入検査等により電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置の徹底等を図る。また、労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が極めて重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを更に推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を促進する。

美浦トレーニングセンターにおける対策

日本中央競馬会美浦トレーニングセンターにおける死傷災害は、プロテクター着用の徹底等、業界団体と連携した長期的な取り組みにより、年間80件を切る件数まで減少した。引き続き、業界団体との連携を強化し、労働災害発生状況、原因及び対策に関する情報提供を行うこと等により、事業主の労働災害防止に関する機運の一層の醸成を図る。また、業界団体と連携し、事業場における自主的活動の強化を働きかけるとともに安全パトロール等の実施により継続的な指導・援助を行う。

表1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

業種/期間	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	11	7.2	6.4	4.8
(9次防からの増減率)	-	-34.5%	-41.8%	-56.4%
建設業	17.2	13.8	10.2	10.6
(9次防からの増減率)	-	-19.8%	-40.7%	-38.4%
陸上貨物運送事業	4.4	6.6	4.4	4.4
(9次防からの増減率)	-	50.0%	0.0%	0.0%
上記以外の業種	15	12	10.8	9.8
(9次防からの増減率)	-	-20.0%	-28.0%	-34.7%
全業種	47.6	39.6	31.8	30.6
(9次防からの増減率)	-	-16.8%	-33.2%	-35.7%

※1 平成29年分は速報値を基に算出した値である。

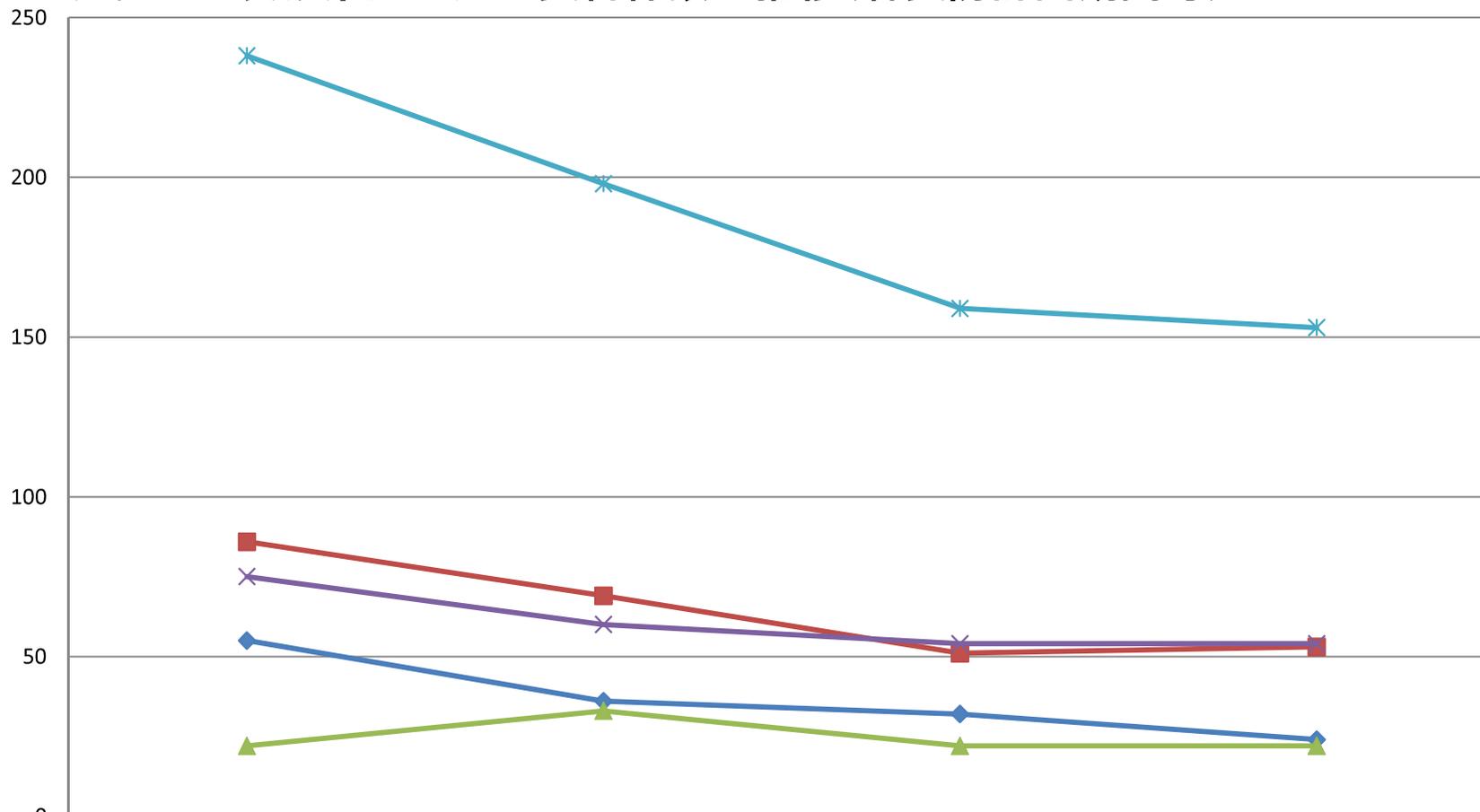
※2 陸上貨物運送事業(以下、「陸運業」)は、「道路貨物運送業」及び「陸上貨物取扱業」である。

(以下の表、グラフにおいて同じ。)

表2 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

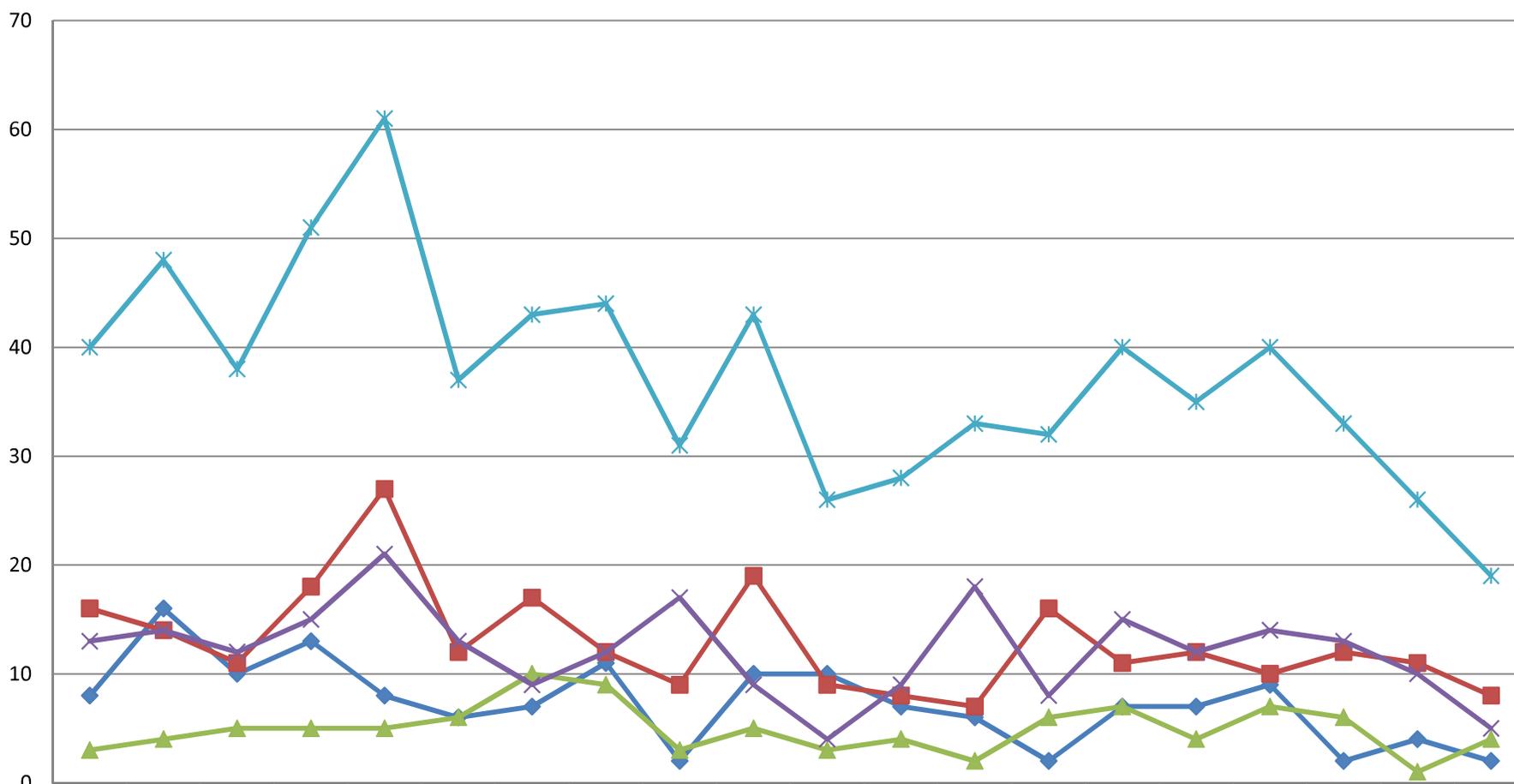
業種/期間	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	1,126	970	860	812
(9次防からの増減率)	-	-13.9%	-23.6%	-27.9%
建設業	573	423	379	368
(9次防からの増減率)	-	-26.2%	-33.9%	-35.8%
陸上貨物運送事業	407	411	377	382
(9次防からの増減率)	-	1.0%	-7.4%	-6.1%
小売業	280	295	261	296
(9次防からの増減率)	-	5.4%	-6.8%	5.7%
社会福祉施設	29	50	90	122
(9次防からの増減率)	-	72.4%	210.3%	320.7%
飲食店	68	82	78	97
(9次防からの増減率)	-	20.6%	14.7%	42.6%
全業種	3,202	2,963	2,824	2,850
(9次防からの増減率)	-	-7.5%	-11.8%	-11.0%

グラフ1 茨城県内の死亡災害件数の推移(各災防計画期間毎)



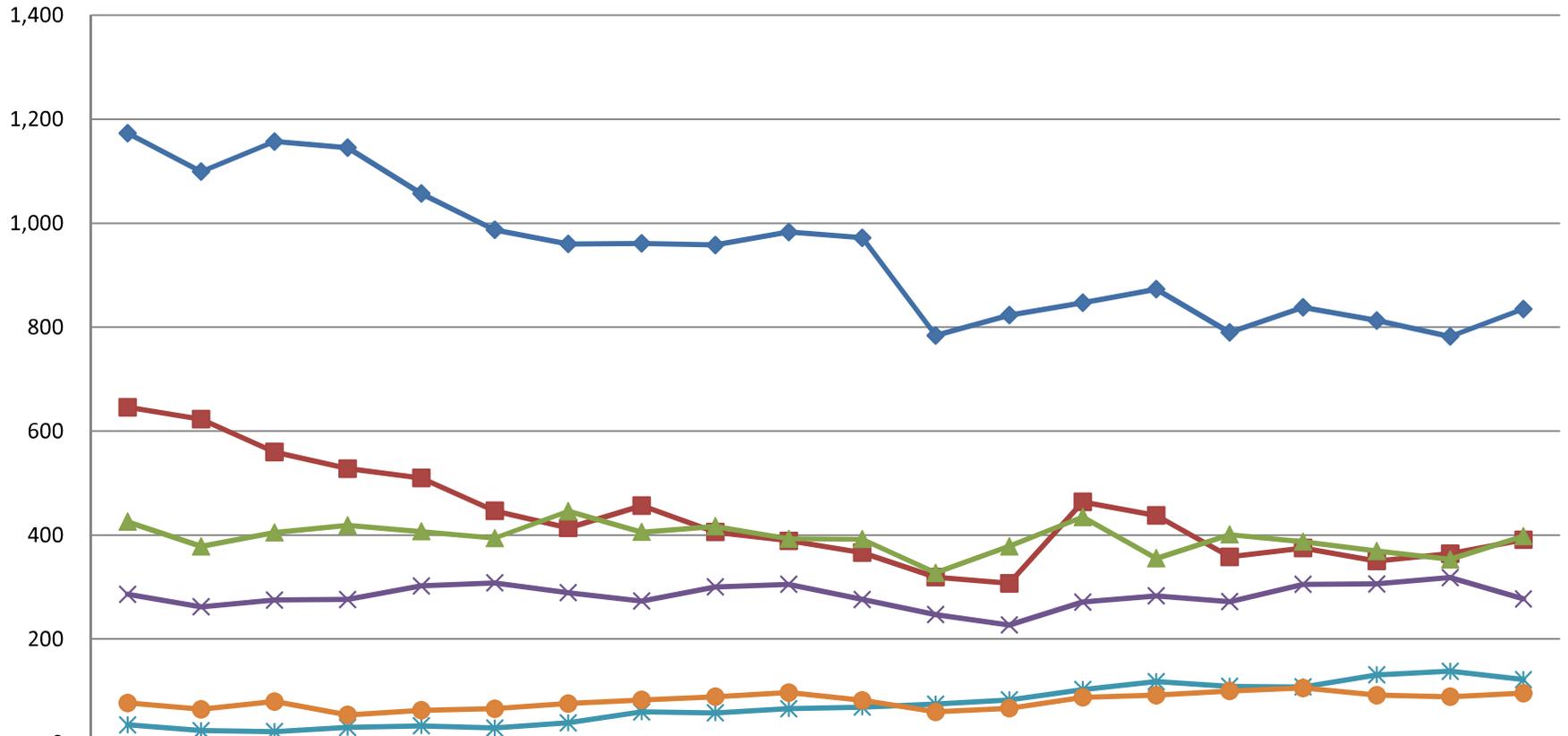
	9次防	10次防	11次防	12次防
◆ 製造業	55	36	32	24
■ 建設業	86	69	51	53
▲ 陸運業	22	33	22	22
× 上記以外の業種	75	60	54	54
* 全業種	238	198	159	153

グラフ1-2 茨城県内の業種別死亡災害の推移



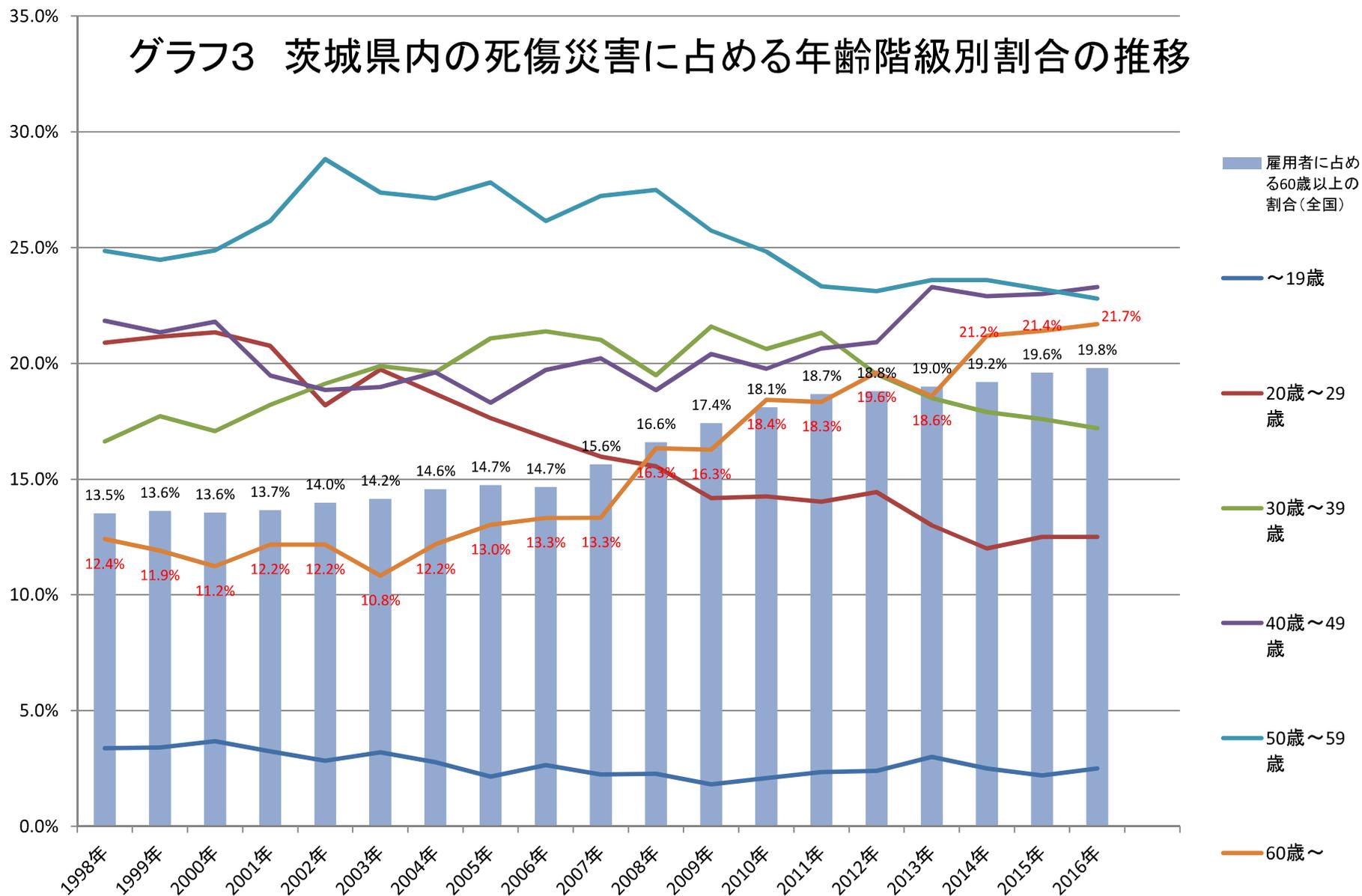
	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
◆ 製造業	8	16	10	13	8	6	7	11	2	10	10	7	6	2	7	7	9	2	4	2
■ 建設業	16	14	11	18	27	12	17	12	9	19	9	8	7	16	11	12	10	12	11	8
▲ 陸運業	3	4	5	5	5	6	10	9	3	5	3	4	2	6	7	4	7	6	1	4
× その他	13	14	12	15	21	13	9	12	17	9	4	9	18	8	15	12	14	13	10	5
✧ 全業種	40	48	38	51	61	37	43	44	31	43	26	28	33	32	40	35	40	33	26	19

グラフ2 茨城県内の業種別死傷災害の推移



	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
◆ 製造業	1,173	1,099	1,157	1,145	1,057	987	960	961	958	983	972	784	823	847	873	790	838	813	782	835
■ 建設業	646	623	560	528	510	447	414	457	406	389	366	319	307	464	438	358	375	350	364	391
▲ 陸運業	426	378	405	419	407	394	446	406	417	393	392	327	378	435	355	401	387	369	353	398
× 小売業	286	262	275	276	302	308	289	273	300	305	276	247	227	271	283	272	305	306	318	277
✧ 社会福祉施設	35	24	22	30	33	29	39	60	58	66	69	75	83	103	118	109	108	131	138	122
● 飲食店	77	65	80	54	63	66	76	83	89	97	82	60	67	88	92	100	106	92	89	96

グラフ3 茨城県内の死傷災害に占める年齢階級別割合の推移



グラフ4 茨城県内の職業性疾病の推移 (休業4日以上)

